

婦人	0
00	1
	3

婦人
一般
7

婦人少年局職員室主任

婦人労働資料第四号

事業附属寄宿舎生活の自治促進
啓蒙活動の実施報告

労働省婦人少年局

383号

事業附屬寄宿舎生活の自治促進啓蒙活動の実施報告

一、活動の目的

終戦後事業附屬寄宿舎に住む人々の私生活の自由が切實基準法にうたわれて以来寄宿舎における自治活動は急速に進展してきているが、中小企業の工場附屬寄宿舎や病院附屬寄宿舎では今日なお自治組織さえもないところもありまた自治組織はできていても一所の形だけにとままり、求む自治の力が充分に伸びていないところか相当数多い実状にある。

寄宿舎の私生活がゆく人達自らの力によつて真に秩序をもち、しかも自由且つ健康なものとなることが望ましい。このためには自治の原則の徹底をはかり、その正しい運営を促進させることが最も必要である。

以上の目的をもつて婦人少年局においては昭和二十五年五月十五日より六月末日までを期間として事業附屬寄宿舎生活の自治促進啓蒙活動を全国的に展開した。

二、活動の対象

本活動の対象を全国の繊維産業、病院、その他の事業附屬寄宿舎に生活する女子労働者におき、実施計画要綱にもとづいて各地方販賣室が実施主体となつて各地方労働基準局及び各都道府県医師課の協力を要請して実施した。

なお本活動を(一)一般活動と(二)特別啓蒙活動に分けて、特別啓蒙活動地域には寄宿女子労働者数の比較的に多い

龍記の二十一都府県をえらんで婦人少年局婦人労働課員各一名を派遣した。

愛知、大阪、長野、兵庫、三重、岐阜、富山、岡山、静岡、埼玉、愛媛、京都、滋賀、群馬、福井、福島、福

三、活動の方法

1. 活動形式

(一) 自治委員会議(特別啓蒙活動地域)

④ 寄宿舎座談会（全国）

2 啓発資料

1 リーフレット（二種）

イ 寄宿舎のみなさん自治会をたどしくすめましよう。

ロ 寄宿舎について労働基準法はどんなことを定めているでしよう。

2 壁新聞「なぜ自治会が必要でしよう」

3 紙芝居「ばり素のてきごと」

4 事業附属寄宿舎に関する調査資料

5 労働基準法第十章节事業附属寄宿舎関係例規

6 討論の要点（自治委員会議用テキスト）

3 新聞、ラジオ放送

各地における新聞報導機関とラジオ放送により活動の趣旨徹底をはかり効果をあげるようにすること。

④ 実施状況（実施結果報告は四五都道府県におけるもので、県は報告未着である。）

1 ラジオ放送

（都府県名）（月 日）

（題

名）

1 東京 五月一六日 「労働の時間」寄宿舎生活の自治促進。

2 静岡 六月一二日 寄宿舎生活の明朗化。

3 長野 七月二五日 あなたの寄宿舎の自治活動はどのようなに運営されていますか。

4 京都 六月七日 寄宿舎の自治について。

5 島根 七月一四日 寄宿舎座談会。

6 徳島 六月二二日 あけぼの寮の乙女たち（放送劇）

7 香川 五月三〇日 寄宿舎自治促進活動。

0. 佐賀 六月一日 ゆく人の素をたづねて。
 9. 宮崎 五月一七日 寄宿舎自治促進啓蒙活動。
 10. 鹿児島 五月二三日 寄宿舎のみなさん自治はうまくいつていますか。
 又、新聞発表(各地新聞社)

(都府県名)

(概)

(要)

- 宮城 女子の寄宿生活について。
 秋田 ゆく婦人と寄宿舎の自治。
 山形 寄宿舎代表者会議について。
 福島 「寮生活を明るくするために自治会を正しく育てよう」。
 栃木 識娘生談会。
 群馬 女工さんの懇談会。
 埼玉 寄宿者自治と婦人界竹者。
 東京 「まだある女工衰史」。
 神奈川 寄宿舎懇談会。
 富山 識娘の寄宿者生活。
 石川 自治懇談会。
 長野 寄宿舎の自治活動促進運動実施。
 静岡 ゆく婦人の自治促進運動。
 愛知 「風紀はよい寮生」。
 三重 寄宿者生活自治促進座談会。
 兵庫 自治委員会議の状況。
 奈良 ゆく婦女子と寄宿舎生活。

鳥取 女子寮の民主化

岡山 「まだ残る女工哀史」

山口 促進運動のスケジュール、自治会訪問記、寄宿舍の今昔

徳島 寄宿舍生徒会について

香川 寄宿舍自治促進啓蒙活動

福岡 基準法に保護される寄宿舍の自治会

佐賀 寄宿舍の自治促進運動実施

熊本 運動の目的意義の告示

宮崎 女子寄宿舍の自治促進及び自治の実態

鹿児島 寄宿舍の自治促進運動について

3. 自治委員会並びに寄宿舍生徒会

種別		事業場数	出席者	病院数	出席者	合計
自治委員会		四一三	一二〇六	一五〇	三三五	一五四一
(生徒会)	工場寄宿舍	四〇	六八二九			
	病院寄宿舍	四九	一八八五	二六七		八七一四

会議の内容は三点の議題によつて討論し、建設的な意見をまとめた。自治委員会においては法廷発言があつて終始熱心に討議された。次にその内容を概括してのべることにする。

第一議題「寄宿舍生徒自治の現状批判」

出席の代表者から自治の現状が述べられたが全般的にみて大規模の事業場においては寄宿舍規則、自治会規約ともに整備して自治運営が活発に行われているが、形式だけの自治会も数多くみうけられ、病院寄宿舍では自治会の未組織が多かつた。

また小企業例えば機屋や商店の寄宿舍は昔ながらの封建的居住込みの待遇であつて自治組織はおろか自治

の必要性が根本的に理解されていない実状であつた。

一般的にみて自治に対しては労使ともに未だ理解が充分でなかつた。このように自治活動の促進状況は十差万別であるため、そのひらきか甚だしいため促進の段階に添った啓蒙指導が特に要望された。

第二議題「自治を阻んでいる事項」

最も大きい点は寄宿労働者の無自覚と非協力であつて次に使用者の無理解である。

個々の問題を促えてみると、

1. 労働基準法が周知徹底されていないこと。自治精神が把握されていない。

2. 自治委員の負担過重のため、委員になりたがらない。

3. 自治委員と会員が遠隔している。これには地域化の要がある。

4. 文書制勤務のため全員が集合する機会をもつことが困難であること。

5. 会合を好まないへみんなどの肉心を集めるような興味あるプログラムを含めていない。

6. 発言にならないために発言が少い。又監督の圧力のため発言がない。

7. 寄宿係世帯係との感情的疎隔。

8. 自治運営技術の不足。

9. 自治予算を持たないこと、又は足りないこと、なお予算の合理的有効な使途が考えられていない。

10. 風紀問題等について自治会は最後の処理解決をする力を持たないため会社にまかせる。

11. 自治委員と組合役員とが重複しているところでは委員自体が自治会と組合の活動を混同している傾向が一部にある。

12. 労働基準法が自治について細かく規定していないこと。

(指導と干渉の限界、寄宿管理係の業務)

13. 外部との交渉がないため、他工場の自治の実状がわからないので視野がせまい。

14. 自治規約を徹底して守らないことや規約を破った者に対する処置が適宜にされないこと。

第三議題「うまく自治を運営するにはどうすればよいか」

(一) 自治組織は自分達の間でどうしたらよいか。

1. 自治委員の役割を明確化し委員の負担を軽減するために全費分担制として各自が責任を持つよう努力を檢討する。

ロ 寄附部については機能が重複しないよう、またできるだけ運営しやすいように単純化すること。

ハ 議決機関と執行機関をはっきり分化させること。

ニ 総会は定期的に開き、総意によつて運営するようにする。またみんなの関心を集めるためレクリエーションを含めるプログラムを考慮すること。

ホ 行事の計画を充分検討し密接的な集まりいプログラムを作成すること。

ヘ 行事実施後はその価値の確認と反省及び発展策を全員に必ず求めること。

ト 選挙を公正にし、委員には勤続年数や取組の地位等にとりわけず代表者としての最適任者をえらぶこと。

無記名投票とし、候補者について検討する時間を与え、選挙親交を自治規約にうたふこと。

チ 会議には出来るだけ発言の訓練をし会議のすゝめ方を学ぶこと。

リ 総意による自治運営かのぞましいから部屋単位に自治の動きや決定事項を周知させて意見を聞くこと。

又 自治教育の徹底、自治意識を向上させるため全員を対象として啓蒙をたえず行うこと。

ル 与論調査をして総意を知る方法も行うこと。

ヲ 他工場の自治組織とその運営、規約等を研究すること。

ワ 寄宿舎規則、自治会規約、就業規則、労働協約との関連研究の必要があること。

(二) 自治組織は使用者に対してどうしたらよいか。

イ 寄宿舎管理者と自治役員との業務分担を明確にし限界を定めて責任をはっきりさせる。

ロ、寄宿係へ金監、寮母、世話係へは相談役として寮生の自治能力を育成すること、寄宿係に人を得てい
るところでは自治促進の一助となっている。なお、傭人、婦人の立場から寄宿係は婦人に適した職種として
確立させるための業務内容を明確化し、従来からの世話係の再教育が必要であること。

ハ、使用者に自治生活の効果を知らせ自治教育に協力して貰うこと。

ニ、役員は使用者から慰労手当を受けないこと。

ホ、使用者との連絡会は定期的にもつこと。これは協議機関であつて決裁機関ではないこと。

(三) 労働組合に対してどう協力を求めるか。

全然別個の組織であるからその活動は混同しないこと。然し協力を得る場合もある。一例えば、献立研
究、入浴に關する事項の申入等一般従業員と共通の問題等の場合は連絡相談する。

(四) 自治組織はその他外部に対してどうしたらよいか。

イ、父兄に自治組織に対する認識を促し、信頼感を得るよう努力する。例えば自治機関紙や家庭通信を送
付すること。

ロ、風紀問題等について地元の人や青年団、婦人会と相談すること。

ハ、地区的に寄宿舎自治研究会へ連絡協議会などをもち横の連絡によつて自治促進をはかること。

ニ、婦人少年局や労働基準局など外部よりの側面的指導をつけ送致資料の配布をうけて労働双方で有効に
活用する。

(五) むすび

寄宿舎生活自治の問題については使用者側労働者側共に深い関心をもちその正しい促進について明確な
指針と指導を要望していたのでこの度の活動はまことに時宜を得たものとして大いに喜ばれ非常な反響を
よんだ。

全国各地におけるいずれの会合にも予想外に多くの出席者が参集し、熱意と希望をもつて討論・研究がな
された。

その成果として、ひきつゞき各地方取組室には自治に關する向合せや、また訪問指導の要請が續々殺到している。

そして直ちに自治規約の改正に着手したところもありまた他工場の寄宿舎を訪問しあつて実地見学をし、り地と別に連絡を試み回を要したところもある。

また使用者側からは寄宿係世話係の教育講習をしてほしいとの要望もあつた。

一般的に鐵道関係の寄宿舎は比較的早く自治会が組織されているが、病院関係の寄宿舎は未組織のところが多く、この度の活動によつて大いに啓発され、組織結成の意欲をもつたようである。また工場の寄宿舎に比べて厚生福利施設その他の設備も一般的に劣っているに拘らず生活改善の意欲も少かつたので他が実状をきいて刺激を受け自治の必要性をはつきりみとめた。とくに小規模の病院の寄宿舎では取組と私生活の区別なく院長や医員の私用に使われてきたことが多かつた。

またすでに自治組織をもつているところでも婦長を含めて役員選挙をしていて、婦長が寮長となつているところが多かつたがこの点については病院側や婦長に反省を与えたようである。

なおこの活動に使用者及び管理係が傍聴者の資格で参加を求めたことは他工場や病院などの寄宿舎自治の実情を知る機会を得て、自治に対する理解を深めさせたこと、労使双方に自治教育の必要を痛感させたことは大きな成果であつた。

また自治になつて寄宿舎生活がいきいきと明るく自由になつたことは一般的にみとめられたが、一方において自由の裏づけである義務を忘れがちであり、風紀の問題が大きくとりあげられたことは遺憾であつた。寄宿舎に住む人々は社会人として立派に成長することが出来るように、自分の力で生活をもち立て、ゆく責任があり、そしていつもく向としての誇りを以て行動すべきであるといふことかどの会合においても強調されたのであつた。

この活動によつて自治程度の高い寄宿舎の現状批判は自治程度の低い寄宿舎の自治会を刺激し自治の必要性をはつきりとみとめさせた。また生活を自律する上に阻んでいるものを内と外との障害にわけて分析することによつて明らかにしたこと、これによつて寄宿舎に住む人々が如何に手もられていゝかをはつきり知つたことは今年度の自治活動に勇氣と自信を与え大いに自治を促進させる結果と与るであらう。了

